

第5号様式（第10条関係）

1

防火対象物 使用 届出書
変更

(宛先) 京都市 消防署長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代 表者名)
	電話 —

<input type="checkbox"/> 第1項の規定により防火対象物の使用を開始する 京都市火災予防条例第55条 <input type="checkbox"/> 第2項の規定により対象防火対象物となった ので <input type="checkbox"/> 第3項の規定により届け出た事項を変更する 届け出ます。	
防火対象物	所在地 電話 —
	名称
	用途 消防法施行令別表第1 () 項
防火管理者の職及び氏名	
全従業者数 人	
防火対象物の使用の開始の予定年月日 (届け出た事項の変更にあつては、変更の予定年月日) 年 月 日	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

防火対象物棟別概要

棟の名称	用途	消防法施行令別表第1()項						
	工事着手年月日	年 月 日						
	使用開始年月日	年 月 日						
建物の構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他()							
主要構造部	<input type="checkbox"/> 耐火構造(特定主要構造部のみが耐火構造であるものを含む。) (防火上及び避難上支障がない部分の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 準耐火構造(準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものを含む。) <input type="checkbox"/> その他							
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 平方メートル <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 (増築の場合は、増築した分の床面積を記入してください。)							
延べ面積 (各階床面積の合計)	平方メートル							
階名	階	階	階	階	階	階	階	
床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
収容人員	人	人	人	人	人	人	人	
危険物、指定可燃物又は核燃料物質等の品名、貯蔵量又は取扱量及び倍数								
設置されている消防用設備等	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 大型消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等() <input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備 <input type="checkbox"/> 漏電火災警報器 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報器具・非常警報設備(放送設備) <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 消防用水 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 連結散水設備 <input type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 非常コンセント設備 <input type="checkbox"/> 無線通信補助設備 <input type="checkbox"/> 特定小規模施設用自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型消火設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型自動消火設備 <input type="checkbox"/> その他()							

注1 2以上の棟がある場合は、棟ごとに作成してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

3 「特定主要構造部」とは、建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいいます。

4 「防火上及び避難上支障がない部分」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建築基準法施行令第108条の3に規定する部分をいいます。

5 防火対象物の付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を添付してください。

6 5の各階平面図には、次に掲げる事項を記載してください。

- (1) 各居室等の用途(事務所、厨房、客室、病室、更衣室、倉庫等)
- (2) 消防法施行令第8条の区画及び消防用設備等の免除区画
- (3) たて穴等の防火区画及び階段の種別(避難階段、特別避難階段等)
- (4) 内装の仕様(内装による消防用設備等の設置及び火気設備等の離隔距離の免除)
- (5) 消防の用に供する設備等の位置(消火器、簡易消火用具、自動火災報知設備の受信機、避難器具、誘導灯、消防隊が使用する送水口及び放水口並びに非常用進入口)